監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和3年度定期監査(第1回工事監査)の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年11月25日

千歳市監査委員 千 葉 英 二

千歳市監査委員 松 倉 美 加

課	指摘事項	講じた措置
水道局下水道整備課	【(2)北信濃地区下水道工事】 ・受注者から提出された施工体制台 帳及び施工体系図は、改正された 建設業法施行規則により追加となった事項が記載されていなかっ た。	・経営管理課において、追加事項の記載欄が設けられた施工体制台帳や施工体系図の新様式について、局内各課に周知するとともに、ホームページに掲載し受注者へ周知を図った。また、下水道整備課においては、法令の変更内容について、課内で確認し受注者に変更内容を伝え、周知徹底を図った。
		7III///III

(担当:水道局経営管理課)